

【平成 29 年度】評価結果（案）に対する大学法人の意見について

19 頁

評価書案	【評価にあたっての意見、指摘事項】 ・施設の貸出し等の利用促進〔101〕〔106〕 ⇒ 施設一時貸付料金の適正化（料金改定）、貸出対象施設の拡大、学生の駐車場定期利用の有償化などにより、比較的安価であった貸付料金が是正され、対前年比 43.6%増の大幅な収入増となったことは評価できる。施設貸付料金の改定は時に社会貢献、地域貢献と相反関係になる場合もあることが考えられるため、バランスを取りながら引き続き取り組みを進められたい。
法人意見	43.6%の収入増には学生の駐車場定期利用有償化分は含まれておりませんので、削除願います。 収入増は貸付料金の是正のみではなく、貸付の拡大の成果でもありますので、「ともに」という言葉を入れていただくようお願いいたします。 また、本項目の基本的な考え方は、「施設の貸出し等の利用促進」により、財務内容の改善をはかりつつ、公共的・公益的な各種資格試験等に貸付をすることで社会貢献を行うものから（なお施設の貸出しについて「地域貢献」という言葉は使用していません）、適正な料金で、利用の促進・貸付の拡大を進めていくものと認識しており（監事からも「今後も適切な貸付料とするため、一定期間ごとに不動産の評価を行うなどにより、改定を検討すべき」との意見をいただいております）、評価書案も同様の趣旨と存じますので、それが明らかになるよう、次のとおり修正をお願いいたします。 （修正案） 施設一時貸付料金の適正化（料金改定）、貸出対象施設の拡大、学生の駐車場定期利用の有償化などにより、比較的安価であった貸付料金が是正されるとともに、対前年比43.6%増の大幅な収入増となったことは評価できる。 なお、施設貸付料金の改定はについては、適切な評価のもと、適正な料金となるよう、今後も検討しながら、時に社会貢献、地域貢献と相反関係になる場合もあることが考えられるため、バランスを取りながら引き続き施設の貸出し等の利用促進の取り組みを進められたい。